

くるみ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 桜谷福祉会		
代表者氏名	理事長 花 房 八重美		
法人の所在地	兵庫県赤穂市新田 1444 番地		
法人の電話番号	0791-46-0331		
定款の目的に定めた事業	第1種社会福祉事業	特別養護老人ホームの経営	3事業所
	〃	児童養護施設の経営	1事業所
	第2種社会福祉事業	老人短期入所事業の経営	1事業所
	〃	老人デイサービスセンターの経営	3事業所
	〃	老人在宅介護支援センター事業の経営	1事業所
	〃	保育所の経営	3事業所
	〃	幼保連携型認定こども園の経営	3事業所
	〃	一時預かり事業の経営	7事業所
	〃	障害児通所支援事業の経営	1事業所
	公益事業	居宅介護支援事業	1事業所
	喀痰吸引等研修事業	1事業所	
	診療所事業	1事業所	

2 施設の概要

名称	くるみ保育園
施設の種別	保育所
所在地	兵庫県尼崎市尾浜町1丁目33番2号
認可年月日	平成21年5月1日
確認年月日	平成27年4月1日
電話番号・FAX番号	TEL 06-6427-9794 FAX 06-6429-2301
電子メール	kurumikidsamagasaki@mx4.alpha-web.ne.jp
園長氏名	東 谷 昭 代
入所定員	3号認定子ども 計 40名 0歳児 12名 1歳児 14名 2歳児 14名 総計 40名
取扱う保育事業の種類	延長保育・障がい児保育・一時保育
自己評価の概要	職員による運営や保育内容等の自己評価を毎年1回実施し、サービス内容の向上に努めます。
第三者評価の実施状況	兵庫県が認証した評価機関による福祉サービス第三者評価事業を3年に1度受け、その結果を公表します。

3 保育の内容

1) 保育理念

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

2) 保育目標

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

3) 基本方針

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保証する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

4) 教育・保育の内容

保育所保育指針に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において、特定教育・保育を提供します。

5) 延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲において延長保育を提供します。

6) 食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

昼食及び午後のおやつを提供します。なお、乳児については、これに加え午前中に1回おやつを提供します。

7) その他保育に係る行事等

4月	入園・進級式 クラス別懇談会	8月	夏祭り プール終了	12月	クリスマス会 もちつき
5月	春の遠足	9月	お月見会	1月	正月遊び大会・書初め 内科・歯科健診 生活発表会
6月	内科・歯科・耳鼻科 眼科の各健診	10月	運動会	2月	節分・豆まき
7月	七夕まつり プール開始	11月	秋の遠足 クラス別懇談会	3月	お別れ遠足 卒園式

4 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	7時00分から19時00分	
保育時間	保育標準時間	7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
	保育短時間	8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
延長保育時間	保育標準時間	18時00分から19時00分
	保育短時間	7時00分から8時30分 16時30分から19時00分
一時保育時間	8時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間	
自主事業 延長保育時間	保育園入園者	7時00分まで及び19時00分以降
	一時保育利用者	8時00分まで及び18時00分以降
休園日	日曜日・国民の祝日並びに国民の休日及び12月29日から1月3日まで 尼崎市に、「特別警報」・「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」が発令された場合 (ただし、保育時間内に解除された場合は、開園します。) 地震等の災害により、保育園が甚大な被害を受けた場合	

5 施設・設備の概要

敷地	自己所有	面積	239.22 m ²
建物	鉄骨造陸屋根3階建	延床面積	262.26 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室	2室	67.58 m ²
	保育室	1室	36.28 m ²
	調理室	1室	17.44 m ²
	調乳室	1室	4.68 m ²
	医務コーナー		3.42 m ²
設備の種類	冷暖房・床暖房		
その他	屋外遊戯場	69.19 m ²	

6 職員体制

1) 職種別の職員の数(資格保有者の数)

職種	配置人員	配置基準	保有資格
園長	常勤 1名	1名	保育士資格
主任保育士	常勤 1名	1名	保育士資格
保育士	常勤 12名以上	12名	保育士資格
厨房職員	常勤 1名以上	1名	管理栄養士、栄養士、調理師

2) 常勤職員の勤務形態

- ① 6:45~16:10 ② 7:15~16:40 ③ 7:45~17:10
 ④ 8:15~17:40 ⑤ 8:30~17:55 ⑥ 8:50~18:15
 ⑦ 9:00~18:25 ⑧ 9:20~18:45 ⑨ 9:50~19:15

7 利用料等

1) 利用者負担額

内容	金額
延長保育料 延長保育利用に係る費用	30分 1回 200円 月額 3,500円
	保育短時間~保育標準時間 1回 200円 月額 2,500円 ※ 所得階層により減免があります。
一時保育料 一時保育利用に係る費用	0歳児 1回 2,800円
	1・2歳児 1回 2,500円
	3~5歳児 1回 2,000円
	4時間半まで 1時間 350円

	※ 所得階層及び利用事由により減免があります。	
延長保育料 自主事業の延長保育利用に係る費用	30分単価	500円

※ 事前に保護者の皆様に説明・同意の上、上記の金額を改定することがあります。

※ その他、保育用品代や利用者負担が適当と認められるものについては、事前に保護者の皆様に説明・同意の上、徴収するものがあります。

2) 支払方法

毎月末日締、翌月現金払い

8 退園

関係市町が保育の実施の委託を解除した場合は、退園となります。

9 嘱託医

医療機関名	山城小児科医院 (科目：小児科)
所在地	〒661-0002 尼崎市塚口町1丁目10-16 TEL 06-6421-4578 FAX 06-6421-4578
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
医療機関名	浜本歯科医院 (科目：歯科)
所在地	〒661-0023 尼崎市大西町1丁目9-2 TEL 06-6428-0088 FAX 06-6428-0088
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
医療機関名	真野眼科 (科目：眼科)
所在地	〒661-0022 尼崎市尾浜町2丁目14-18 TEL 06-6427-8811 FAX 06-6427-8811
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
医療機関名	頭司耳鼻咽喉科医院 (科目：耳鼻咽喉科)
所在地	〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目21-26 TEL 06-6427-3310 FAX 06-6427-3310
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理

10 健康診断の実施

項目	実施回数	内容
内科健診	年2回	全年齢対象。
歯科健診	年2回	全年齢対象。
耳鼻科健診	年1回	全年齢対象。
眼科健診	年1回	全年齢対象。
身体測定	月1回	全年齢対象で身長・体重の測定を行い、結果については連絡ノートに記載します。 6か月未満児は月2回実施します。

11 要望・相談・苦情の受付

苦情受付担当者	久野 紗耶加 (副主任保育士)	TEL 06-6427-9794
苦情解決責任者	東谷 昭代 (園長)	TEL 06-6427-9794
第三者委員	谷村 誠 (社会福祉法人 みかり会 理事長)	
	多夢の森	TEL 078-787-0939
	梅野 高明 (社会福祉法人 勝原福祉会 常務理事)	
	事務局	TEL 079-240-7920

12 利用者に対する保険

保険名称	保険の内容
ひょうご福祉サービス総合補償制度 賠償補償	1事故 500,000,000円
〃 事故見舞金	1事故 1,000,000円
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	1事故 37,700,000円

13 非常災害時の対策

1) 消火・避難訓練 月1回実施

2) 災害時の避難場所

保育園が甚大な被害を受けた等の場合は、下記の場所へ避難します。なお、それぞれの避難経路については、保育園内に掲示しています。

① 火災の場合 尼崎さくら保育園

② 地震の場合 名和小学校

③ 津波・浸水の場合 保育園3階

3) 緊急連絡先 (緊急用携帯電話) 070-1304-6272

- 4) 保育時間中に、尼崎市に「特別警報」・「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」が発令された場合
安全を十分に確保した上で速やかにお迎えに来てください。
- 5) 災害時の連絡方法
 - ① 火災
避難場所へ避難をする場合は、よいこネットにて避難状況を連絡します。なお、避難完了後、緊急連絡票にて連絡します。
 - ② その他の災害
避難場所へ避難をする場合は、よいこネットにて避難状況を連絡します。なお、避難完了後、171 災害時伝言ダイヤルにて連絡します。
- 6) 避難場所での引渡方法
所定の引渡カードを使用し、園児の引渡を行います。
- 7) 「社会福祉法人桜谷福社会 くるみ保育園 BCP (業務継続計画)」に基づき、保護者とともに子どもの安全を確保した保育を実践していきます。

1 4 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

関係市町が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。また、卒園児等を次の教育・保育施設へ送り出すにあたり、各教育・保育施設に育ちを連続して引継いでいくための情報を提供できるものとします。

なお、園生活の情報共有のための園だより、地域の子育て支援施設としての情報提供の各種提供ツール（ホームページ等）、保育園運営に必要な園児募集や職員募集に関する書類作成時に、園児の園での様子を掲載することがあります。なお、掲載する写真及び動画等につきましては、その都度、保護者の皆様に掲載の了承をいただきます。

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

くるみ保育園での保育サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

くるみ保育園
説明者職氏名 園長 東 谷 昭 代 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、くるみ保育園での教育・保育サービスの提供開始に同意しました。

住 所

氏 名 印

児童との続柄

児 童 氏 名

附則

- 1 この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この重要事項説明書は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この重要事項説明書は、平成 30 年 11 月 1 日から改正施行する。
- 5 この重要事項説明書は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 この重要事項説明書は、令和 1 年 10 月 1 日から改正施行する。
- 7 この重要事項説明書は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 8 この重要事項説明書は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 9 この重要事項説明書は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 10 この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。